

## 地権者情報提供の要領

制 定 平成26年1月31日 都地ま第1844号（局長決裁）

最近改正 令和5年4月19日 都地ま第118号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、横浜市地域まちづくり支援制度要綱（以下「支援制度要綱」という。）第24条に定める地域まちづくり活動支援事業の実施に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は、支援制度要綱の例による。

（対象活動）

第3条 この要領において、地域まちづくり活動支援事業の対象となる活動は、土地及び建物の所有者並びに借地権者の情報（以下「地権者情報」という。）の収集及び地域まちづくり団体に対する提供とする。

（支援の申請）

第4条 支援制度要綱第24条の地権者情報の提供を受けようとする者は、地権者情報提供申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、活動計画書を添付しなければならない。

（支援の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支援が適正であるかを調査し、地権者情報の提供をすべきと認めたときは、速やかに支援の決定をするものとする。

2 市長は、前項の調査の結果により、地権者情報の提供をしないことと決定したときは、前条の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

（支援の決定の通知）

第6条 市長は、前条第1項の地権者情報の提供を決定したときは、申請者に対し、地権者情報の提供期間及び条件等を記載した地権者情報提供の決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

2 申請者は、地権者情報の受領に当たっては、提供された個人情報を消去すること、提供された個人情報を複製しないこと等を誓約するものとする。

3 市長は、前条第2項の地権者情報の提供をしないことと決

定したときは、申請者に対し、不提供の理由等を記載した地権者情報不提供の決定通知書（第3号様式）を交付するものとする。

（実績報告）

第7条 市から地権者情報を提供された地域まちづくり活動団体（以下「提供団体」

という。)は、前条第1項で決定した地権者情報の使用を完了したときは、速やかに地権者情報提供における実績報告書及び完了届出書(第4号様式)により市長に報告しなければならない。

- 2 提供団体は、市から提供された地権者情報について、前条第1項で決定した提供期間内で翌年度以降も継続して使用する場合は、毎年度末までに地権者情報提供における実績報告書及び継続使用届出書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(地権者情報の使用制限等)

第8条 提供団体は、当該情報を横浜市地域まちづくり活動支援事業実施要領第3条第1項の各号に掲げる活動以外に使用してはならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の地権者情報の使用状況に関し、提供団体から報告を求めることができる。
- 3 市長は、提供団体が第1項に違反したときは、速やかに地権者情報の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の地権者情報の返還を命ぜられた地域まちづくり活動団体は、以後、支援制度要綱による支援を受けることができないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

#### 附 則

この要領は、平成26年1月31日から施行する。

附 則(改正 令和4年7月14日 都地ま第380号、局長決裁)

この要領は、令和4年7月14日から施行する。

附 則(改正 令和5年4月19日 都地ま第118号、局長決裁)

この要領は、令和5年4月19日から施行する。

## 地権者情報提供申請書

年 月 日

（申請先）  
横浜市 市長

申請者	団体名	
	地域まちづくり グループ登録番号	
	所在地	〒
	代表者 職・氏名	

横浜市地域まちづくり支援制度要綱第24条に定める地権者情報の提供を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

地権者情報の提供を受けて行う活動の目的	
地権者情報の提供希望期間	年 月 日～ 年 月 日
添付書類	活動計画書

注) 建築協定及び景観協定の場合は、原則、土地所有者のみの情報となります。

## 地権者情報提供の決定通知書

第 号  
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に申請がありました地権者情報の提供については、次のとおり提供することを決定しましたので、通知します。

提供期間	決定通知日～ 年 月 日
提供条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市の地権者情報の提供を受けて行う地域まちづくり活動の目的又は内容を変更しようとするときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。</li><li>2 市の地権者情報の提供を受けて行う地域まちづくり活動を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。</li><li>3 個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守し、適切に管理してください。</li><li>4 地権者情報の使用を完了したときは、速やかに地権者情報提供における実績報告書及び完了届出書を提出してください。</li><li>5 地権者情報を提供期間内で翌年度以降も継続的に使用する場合は、毎年度末までに地権者情報提供における実績報告書及び継続使用届出書を提出してください。</li></ol>

## 地権者情報不提供の決定通知書

第 号  
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に申請がありました地権者情報の提供については、次のとおり提供しないことと決定しましたので、通知します。

### 1 不提供決定理由

## 地権者情報提供における実績報告書及び完了届出書

年 月 日

（報告先）  
横浜市 長

報告者	団体名	
	地域まちづくり グループ登録番号	
	所在地	〒
	代表者 職・氏名	

年 月 日 第 号で地権者情報提供の決定通知を受けた地域まちづくり活動の実績について、次のとおり報告します。

また、当該地権者情報の使用を完了したため、提供された地権者情報を消去・廃棄しましたので、併せて報告します。なお、地権者情報提供の要領第6条第2項に基づく誓約に反して、提供された情報が残り漏えいが発生した場合、民事・刑事の責任を負うことにつき異論はありません。

地権者情報の提供を受けて行った地域まちづくり活動の実績について

提供を受けた土地又は建物の所有者並びに借地権者情報の使用実績	
添付書類	1 提供を受けた土地又は建物の所有者並びに借地権者情報を使用して配付した資料等

## 地権者情報提供における実績報告書及び継続使用届出書

年 月 日

（報告先）  
横浜市 長

報告者	団体名	
	地域まちづくり グループ登録番号	
	所在地	〒
	代表者 職・氏名	

年 月 日 第 号で地権者情報提供の決定通知を受けた地域  
まちづくり活動の実績について、次のとおり報告します。

また、提供された地権者情報について、今後も地域まちづくりの推進に資する活動の  
ために使用します。

地権者情報の提供を受けて行った地域まちづくり活動の実績について

提供を受けた土地又は建物の所有者並びに借地権者情報の使用実績	
添付書類	1 提供を受けた土地又は建物の所有者並びに借地権者情報を使用して配付した資料等